

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

岸壁、物揚場及び 棧橋使用料	旅客定期航路船舶のうち 外航船舶（総トン数20ト ン以上の船舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	2円
	旅客定期航路船舶のうち 内航船舶（総トン数20ト ン以上の船舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	2.16円
	旅客定期航路船舶以外の 船舶のうち外航船舶（総 トン数20トン以上の船 舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	4円
	旅客定期航路船舶以外の 船舶のうち内航船舶（総 トン数20トン以上の船 舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	4.32円

を

岸壁、 物揚場	旅客定期航路船舶のうち 外航船舶（総トン数20ト ン以上の船舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	2円
	旅客定期航路船舶のうち 内航船舶（総トン数20ト ン以上の船舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	2.16円

係留施設 使用料	及び棧 橋使用 料	旅客定期航路船舶以外の 船舶のうち外航船舶（総 トン数20トン以上の船 舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	4円
		旅客定期航路船舶以外の 船舶のうち内航船舶（総 トン数20トン以上の船 舶）	係留1回（継続するもの は、24時間までを1回と する。）総トン数1トン につき	4.32円
	給電設 備使用 料		1時間につき	217円

に

改める。

附 則

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

運天港上運天地区において、給電設備を設置することに伴い、使用料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。